

答 申 第 38 号

平成 23 年 6 月 1 日

仙台市長 奥山 恵美子 様

仙台市情報公開審査会

会長 鈴木 宏一

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 22 年 12 月 2 日付け H22 子保環第 959 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 53 号

- 「(1) 引継ぎ・合同保育等に関する保護者アンケート（平成 21 年 7 月実施分）の保護者から回収したアンケート
(2) 公立保育所の民間移行に関する保護者アンケート（平成 22 年 1 月実施分）の保護者から回収したアンケート
(3) 引継ぎ・合同保育等に関する従事者アンケート（平成 21 年 10 月実施分）の従事者から回収したアンケート」

に係る公文書一部開示決定に対する異議申立て

答 申
(諮問第 53 号)

1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、別記の公文書の開示を請求したのに対し、実施機関は、平成 22 年 8 月 12 日付けで請求の一部について開示決定を行った後、平成 22 年 9 月 28 日付けで残余の請求に対して一部開示決定をした。本件異議申立ては、当該一部開示決定について、その処分の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主な理由は、概ね次のとおりである。

申立人が別記の公文書の開示を請求したところ、実施機関は、「従事者及び保護者からの回答書」に対応する公文書として、次の①～③の公文書について一部開示決定を行った。

- ① 引継ぎ・合同保育等に関する保護者アンケート（平成 21 年 7 月実施分）の保護者から回収したアンケート（以下「公文書 1」という。）
- ② 公立保育所の民間移行に関する保護者アンケート（平成 22 年 1 月実施分）の保護者から回収したアンケート（以下「公文書 2」という。）
- ③ 引継ぎ・合同保育等に関する従事者アンケート（平成 21 年 10 月実施分）の従事者から回収したアンケート（以下「公文書 3」という。）

実施機関は、一部を非開示とした理由について、各公文書の一部に条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当する情報が記載されているためであると説明するが、以下に述べるとおり、実施機関の説明にはいずれも理由がない。

(1) 公文書 1 及び公文書 2 の一部非開示について

ア 実施機関が非開示とした情報の条例第 7 条第 2 号該当性について

公文書 1 及び公文書 2 には、その回答により個人を特定できる設問はなく、回答内容を開示したところで特定の個人を識別することはできない。実施機関は、非開示部分は回答者の自筆による記載であり、担任保育士等の従事者は保護者の筆跡に日常的に触れる機会が多いため、筆跡を開示すると従事者により回答者が識別されると説明する。しかし、ごく限られた範囲の関係者間において、筆跡により個人を識別できる可能性は否定できないにせよ、筆跡から個人を確実に識別できるのは極めて例外的な場合であり、それを一般化して全部非開示とすることは、知る権利を保障する条例の趣旨に反し、明らかに不合理である。

開示を受けた公文書の筆跡から個人を識別するためには、回答者である保護者の筆跡との照合が必要となる。条例第 7 条第 2 号は「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」を非開示情報と定めているが、ここで「他の情報」とは、「一般人が

通常入手し得る新聞等」からの「他の関連情報」と解されるとするのが判例であり、識別可能性の判断基準は通常の判断力を持つ一般市民に求めるのが相当であるとする、いわゆる一般人基準説が実務の通説である。一般人基準説を前提にすると、照合する「他の情報」は、「一般人」が通常の方法により入手し得るものであることが必要であり、特定人のみが知る情報や詮索的活動により得られる情報はその対象とされない。「他の情報」との照合により個人を識別できる情報を非開示とする趣旨は、開示請求者により特定の個人が識別されないようにする点にあり、仙台市においては何人も公文書の開示を請求できることに鑑みれば、基準となる「一般人」とは広く国民一般（外国人を含む。）と解すべきであり、したがって、条例第7条第2号の「他の情報」とは、特段の事情のない限り、国民一般が通常入手し得る新聞等から得られる他の関連情報を意味すると解すべきであるところ、特定の職員を基準にして識別可能であるとする実施機関の主張は、判例・実務に反し、失当である。一般人は、公文書1及び公文書2の筆跡を見ても、それが誰の筆跡であるのかを判別できるはずもなく、また筆跡と照合して特定の個人を識別できる「他の情報」も一般的に入手し得ないのであるから、公文書1及び公文書2に記載された回答者の筆跡は条例第7条第2号に該当する情報であるとは言えない。

また、公文書1及び公文書2のアンケートの設問には、引継ぎ・合同保育や公立保育所民営化による保育の質の維持に関するものも含まれている。これらの設問への回答は、公立保育所の廃止・民営化を検証し、その是非や引継ぎ・合同保育のあり方を検討するうえで重要な事項であり、児童の健全な発達に密接に関連する事項でもある。したがって、これらの設問への回答に係る情報は、仮に条例第7条第2号に該当する情報であるとしても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であり、同号ただし書きに該当する。

公立保育所の廃止・民営化は、多くの市民、保護者及び保育関係者が反対ないし疑問の声を上げており、市民にとって関心の強い問題である。そうである以上、条例の目的に鑑み、仮に特定の個人を識別し得る情報が含まれているのであれば、当該部分を除き開示されるべきであるし、また特定の個人を識別し得る情報であっても、それがセンシティブな情報に当たらない限り、条例第7条第2号ただし書きに該当するものとして開示されるべきである。自筆による回答であっても、単に自筆であることを理由に全部を非開示とするのではなく、その内容に応じ、個別的に判断されるべきである。

イ 実施機関が非開示とした情報の条例第7条第6号該当性について

実施機関は、自由記載を全て開示しなければならないとすると、今後、保護者は個人が特定された場合の今後の保育所との関係等も考え合わせ、批判を含む率直な記載を控えることとなり、今後の円滑な民間移行事業に支障が生じると言うが、筆跡により個人が特定される可能性が極めて低いことは既に述べたとおりであるし、仮に個人が特定される場合には、当該部分のみを非開示にすれば良く、自筆による記載部分全てを非開示にする理由はない。

また、実施機関の言うおそれは、抽象論の域を出ない。すなわち、条例第7条第6号の「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、当該情報の開示によりもたらされる支障と開示のもたらす利益とを比較衡量した上で「適正な」遂行に支障が生じるか否かを判断すべきものと解されている。実施機関は、開示すれば、今後、保護者は率直な記載をしなくなると主張するが、子どものセンシティブな情報であればともかく、保護

者は、今後の公立保育所の廃止・民営化の是非、引継ぎ・合同保育のあり方等について十分に検討してもらいたいとの趣旨で回答を寄せているものと思われるから、そのような情報についてまで開示されるなら意見を述べないということは考えにくく、個人を識別できない情報を開示することによる支障は認められない。他方、かかる情報を開示した場合は、公立保育所の廃止・民営化の是非、引継ぎ・合同保育のあり方等について、市民が幅広く、また深く検討するための有益な素材を提供することができるのであり、開示のもたらす利益は極めて大きく、公益性も強い。したがって、特定の個人を識別し得る情報でない限り、開示することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、条例第7条第6号には該当しない。

(2) 公文書3の一部非開示について

ア 実施機関が非開示とした情報の条例第7条第2号該当性について

実施機関は、保護者又は従事者は、筆跡により回答した従事者を識別できると言うが、上記(1)アで述べたところと同様、個人識別可能性の判断は一般人を基準にして行われるべきであり、特定の者を基準にしていること自体が失当である。

また、仮に個人を識別し得る情報であるとしても、公文書3のうち回答者が仙台市職員であるものについては、地方公務員の職務の遂行に係る情報であり、条例第7条第2号ただし書きハに該当するから、当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分は開示されるべきである。実施機関は、公文書3は従事者の協力の下に任意に提出されたものであり、職務の遂行そのものに係るものではないと言うが、任意に提出されたものであっても、職務の遂行に係る情報でないとは言えない。なお、社会福祉法人の職員が回答したものについては、上記(1)アで述べたとおり、個別的に判断されるべきである。

イ 実施機関が非開示とした情報の条例第7条第6号該当性について

上記(1)イで述べたところと同様、条例第7条第6号には該当しない。そもそも引継ぎ・合同保育は行政活動の一つであり、市民はその実態を知る権利がある。実施機関の主張は、市民の知る権利を無視し、抽象的な支障の可能性のみを述べるにとどまるものであり、合理性を欠いている。

4 実施機関の説明

一部開示決定をした理由について、実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張した内容は、概ね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

仙台市においては、より良い保育環境の確保を図るため、施設の耐用年数を考慮し、築25年以上が経過する木造公立保育所の建替え等を計画的に進めることとしており、また、建替え等に当たっては、効率的な運営と柔軟性、機動性をより発揮しうる民間の力を活用して保育所を新設した上で公立保育所を廃止する「民設民営方式」を基本としている。

平成21年10月には、新たに社会福祉法人が設置した認可保育所を後継の保育所として保育内容等を引き継ぎ、入所児童の移行を行った上で、大野田保育所及び原町保育所（以下、これらを「旧保育所」という。）を廃止した。引継ぎ及び移行に際しては、平成21年4月から同年9月までの間、旧保育所の職員並びに旧保育所の後継の保育所となる大野田すぎのこ保育園及び原町すいせん保育所（以下、これらを「新保育所」という。）の設置運営主体である各社会福祉法人の職員が共同して児童の保育を行う引継ぎ・合同保育を、旧保育所においてそれぞれ実

施した。

実施機関は、平成21年10月の民間移行事業の手法、進め方等に対する満足度や課題を把握し、旧保育所の民間移行に当たっての必要な措置等を検討するとともに、今後の公立保育所の円滑な民間移行を図るため、引継ぎ・合同保育に関わった保護者及び従事者の率直な意見を聴取することが有益であると考え、これらの者を対象にアンケート調査を行うこととした。アンケート調査の実施に当たっては、三者協議会（後継の保育所への円滑な引継ぎを行うため、引継ぎ体制、合同保育のあり方等について、保護者の代表、後継の保育所の設置運営主体となる社会福祉法人及び仙台市の三者で構成する協議会）において調査内容、実施時期等について協議し、保護者等の意見の反映に努めた。アンケート調査は、幅広い意見、要望等を聴取するために無記名方式とし、質問用紙にも「この調査により取得した個人情報、この調査以外の目的で使用することはありません」と記載し、回答者が安心して回答できるよう配慮した。三者協議会においても、保護者から「クラス名は書きづらいのではないかと（回答者が）特定されてしまう」、「（回答は）封筒に入れ、回収袋に入れても良いのか。他の人に見られないか」等の懸念が示され、実施機関から、それぞれ「心配な方は（クラス名は）書かなくともかまわない」、「回収袋のまま仙台市で回収するので、他の人には見られない」等と回答した。また、保護者から「アンケート結果は保護者に公表するのか」との質問があり、「個人情報に配慮しながら公表していく」と回答している。

このような経過を経て、実施機関は、平成21年7月に旧保育所の入所児童の保護者を対象に公文書1に係るアンケート調査を、同年9月から10月にかけて引継ぎ・合同保育に従事した旧保育所及び新保育所の職員を対象に公文書3に係るアンケート調査を、平成22年1月に新保育所の入所児童の保護者を対象に公文書2に係るアンケート調査を、それぞれ実施した。その結果、公文書1については保護者計136名から、公文書2については保護者計163名から、公文書3については従事者計66名から、それぞれ回答が寄せられた。本件異議申立てに係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、これらのアンケート調査に対して保護者又は従事者から寄せられた回答票（回答者が、質問用紙の様式に回答を記入したものをいい、質問用紙の様式には記入しきれない部分を記入し、回答を記入した質問用紙に添付した別紙を含む。以下、単に「回答票」という。）である。

なお、公文書1及び公文書2に係るアンケート集計結果は、アンケート調査を実施したそれぞれの旧保育所及び新保育所において保護者が閲覧できるように各保育室に掲示したほか、保護者説明会等においてその概要を報告した。また、平成22年6月には「公立保育所民間移行実施状況報告書（平成21年10月移行保育所分）」を仙台市のホームページに掲載しているが、公文書1、公文書2及び公文書3の集計結果の概要も当該報告書の参考資料としてまとめ、公表している。

(2) 公文書1及び公文書2の一部非開示理由について

公文書1及び公文書2に記載された情報のうち実施機関が非開示としたのは、それぞれの回答票に記載されたクラス名及び各設問につき特定の選択肢を選択した理由又は所定の選択肢にない回答をする場合の具体的内容のほか公文書1にあっては「今後の引継ぎや合同保育に関しての意見・要望」及び「新保育所への移行にあたっての意見・要望」、公文書2にあっては「引継ぎ・合同保育のあり方や民間移行事業についての意見・要望」、「保育所での保育内容全般についての意見・要望」、「保育所での保育サービス全般についての意見・要望」及び「より良い保育所にしていくための意

見・要望」のうち、回答者が自筆で記載した部分であり、その理由は、次のとおりである。

ア 条例第7条第2号に該当することについて

本件アンケートは、旧保育所又は新保育所のそれぞれについて質問用紙を作成し、実施したものであり、回答者は自ずと各保育所の入所児童の保護者に限定される。さらに、保育所においては、毎日の連絡帳をはじめ服薬の依頼表、延長保育申請書等、保護者が自筆で記載した文書による連絡、申請等が日常的に行われており、担任の保育士等の従事者は、その筆跡により回答をした保護者を識別できると言うべきであるから、自筆で記載された部分は、条例第7条第2号に該当する情報である。

イ 条例第7条第6号に該当することについて

公立保育所の民間移行は今後も進めるべき課題であり、より円滑な移行を進めるために、今後とも保護者の意見等を聴取する必要がある。仙台市においては、日頃から電話、ファックス等により、随時、個別に保護者の意見等を聴取しているが、必要に応じ、保護者全体を対象にアンケート調査を実施し、その率直な意見等を幅広く聴取することは、保護者の意見聴取方法の一つとして、今後とも有効な手法であると考えている。

従事者は自筆による記載部分の筆跡によって回答者である保護者を識別できると言うべきところ、これらを開示しなければならないとすると、保護者は個人を識別された場合の今後の保育所との関係等に配慮し、批判を含む率直な記載をすることを控えてしまうおそれがある。そうなれば、保護者の率直な意見等を幅広く聴取したいというアンケート調査の意義が損なわれ、結果として、今後のより適切で円滑な民間移行业に支障が生ずるおそれがあるから、自筆による記載部分は条例第7条第6号に該当する情報である。

(3) 公文書3の一部非開示理由について

公文書3に記載された情報のうち実施機関が非開示としたのは、それぞれの回答票中、保育士(所長及び主任を含む。)である従事者が回答したものにあっては「主に担当していた児童の年齢」、栄養士又は調理員である従事者が回答したものにあっては「職種」のほか、各設問につき特定の選択肢を選択した理由又は所定の選択肢にない回答をする場合の具体的内容、「引継ぎ・合同保育に従事しての感想、意見及び要望」のうち回答者が自筆で記載した部分及び質問用紙の様式の欄外に回答者が自筆で記載したメモであり、その理由は、次のとおりである。

ア 条例第7条第2号に該当することについて

従事者に対するアンケート調査は、引継ぎ・合同保育に従事した旧保育所及び新保育所の職員を対象として実施したものであり、回答者は自ずと限定される。そして、回答者の所属は開示しているから、主に担当していた児童の年齢又は栄養士若しくは調理員の別を開示すると、特定の従事者が識別される場合がある。したがって、これらの情報は条例第7条第2号に該当する情報である。

また、保育所においては、毎日の連絡帳等、保護者との連絡文書に自筆による記載をすることが多く、保育所内においても保育日誌、職員会議記録等、自筆により文書を作成することが日常的に行われており、保護者や他の従事者は、その筆跡により回答をした従事者を識別することが可能と言うべきであるから、自筆で記載された部分や自筆のメモも条例第7条第2号に該当する情報である。

なお、申立人は、条例第7条第2号に該当する情報であるとしても、公文書3のうち回答者が

仙台市職員であるものは同号ただし書きハに該当すると主張するが、公文書3は従事者の協力の下に任意に提出されたものであり、公務員が提出したものであっても職務の遂行そのものに係るものとは言えない。

イ 条例第7条第6号に該当することについて

主に担当していた児童の年齢又は栄養士若しくは調理員の別を開示すると特定の従事者が識別できる場合があり、また一部の保護者や他の従事者であれば、自筆による記載部分からその筆跡により回答者である従事者を識別できると言うべきところ、これらを開示すれば、従事者は、個人を識別された場合の今後の保護者や他の従事者との関係等に配慮し、批判を含む率直な記載をすることを控えてしまうおそれがある。

公立保育所の民間移行は今後も進めるべき課題であり、今後とも従事者の意見等を聴取しながら、より適切で円滑な移行を進める必要がある。その際、必要に応じ、従事者を対象にアンケート調査を実施し、その率直な意見等を幅広く聴取することは、今後の検討のために、引き続き、有効な手法の一つであるところ、従事者が率直な意見の記載を控えてしまうこととなれば、従事者の率直な意見等を幅広く聴取したいというアンケート調査の意義が損なわれ、結果として、今後のより適切で円滑な民間移行事業に支障が生ずるおそれがある。したがって、主に担当していた児童の年齢、栄養士若しくは調理員の別及び回答者の自筆による記載部分は、いずれも条例第7条第6号に該当する情報である。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書の特定について

本件異議申立ては、申立人からの「従事者及び保護者からの回答書」の開示請求に対する一部開示決定に係るものである。条例第25条第1項の規定に基づき、実施機関に本件対象公文書の提示を求め、当審査会において、直接、これを検分したところ、保護者又は従事者から提出された回答票の全てについて一部開示決定がなされているものと認められ、実施機関の本件対象公文書の特定に係る判断は妥当であると認められる。

(2) 条例第7条第6号該当性について

本件一部開示決定は、条例第7条第2号及び第6号に該当することを理由になされたものである。これに対し、申立人は、実施機関が非開示とした情報は条例第7条第2号に該当する情報ではない、あるいは仮に同号に該当する情報が含まれているとしても当該情報のみを非開示とすれば個人が識別されることはないと主張し、さらに回答者が識別されることを前提として同条第6号に該当する情報であるとする実施機関の主張には理由がないと主張する。

いわゆる「個人識別可能性」の判断につき一般人と特定人のいずれを基準とすべきかについては見解の分かれるところであるが、当審査会としては、条例第7条第2号に該当する情報でなければ同条第6号該当性が認められないわけではなく、保護者や従事者が、他の特定の保護者又は従事者により回答者個人が識別されるおそれがあると感じる場合(いわゆる一般人基準説を前提とすれば、必ずしも個人を識別することはできないと認められる場合を含む。)に、そのおそれによって今後のアンケート調査に際して率直な回答を控えてしまうなど、結果として事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると思われる場合には、同条第6号該当性が認められると考えるので、まずはそのおそれの有無について検討する。

アンケート調査の実施に際しての三者協議会における保護者代表とのやりとりについての実施機関の説明を踏まえると、他者によって回答者が識別されることを懸念する保護者がおり、また単にクラス名のみにとどまらず、回答票そのものを他者に見られたくないと思っていた保護者もいたことが認められる。また、当審査会が従事者を対象としたアンケートの回答票を検分したところ、様式欄外等に内密に扱って欲しい旨を要望するメモが記載されているものや、個人が特定される設問は不適當である旨のメモを記載した上であえて当該設問への回答を記入しなかったと認められるものがあった。中には無記名のアンケートであり、さらに「主に担当していた児童の年齢」や「栄養士又は調理員の職種の別」の設問に無回答としているのにもかかわらず、このアンケートを誰が書いたか公にしないで欲しい旨を記載した者もあり、回答票を見ただけで回答者が識別されるのではないかとの懸念を有していた従事者もいたことが認められる。

当審査会が検分したところでは、入所児童の保護者を対象としたアンケートの回答票には他の保護者や従事者に対する批判等の率直な心情が記載されているものがあり、従事者を対象としたアンケートの回答票にも保護者や他の従事者に対する批判等の率直な心情が記載されているものがあった。それぞれの回答者にすれば、これらの回答内容を当該批判等の対象である保護者や従事者には知られたくないと思うのが通常であると思われるところ、保育所の関係者間では自筆の文書等のやりとりが日常的に行われているとの実施機関の説明も考え合わせると、筆跡から直ちに特定の回答者が識別できるとまでは言い切れないにしても、その記載内容や筆跡から回答者が推測され、又は詮索されることをおそれ、以後のアンケート調査の際に回答を控えたり、回答するとしても回答内容を抑制したりするおそれは否定できない。

実施機関によれば、保護者説明会、三者協議会等において保護者の意見等を聴取し、また仙台市内部の打合せ等において従事者の意見等を聴取しながら検討を進めるほか、今後もアンケート調査を実施し、保護者及び従事者のより幅広い、率直な意見を聴取する必要があるというのであるから、アンケート調査を実施する際に回答者が率直な意見等を述べることを控えてしまう場合には、今後のより円滑な民間移行のあり方の検討に支障が及ぶおそれがあると認められる。

次に、申立人は、条例第7条第6号のおそれについては、当該情報の開示によりもたらされる支障と開示のもたらす利益とを比較衡量の上で事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるか否かを判断すべきであるとし、実施機関の主張は抽象論の域を出ない一方、開示によってもたらされる利益は極めて大きいと主張するので、この点について検討する。

申立人は、本件アンケート調査に協力した者は、公立保育所の廃止・民営化の是非、今後の引継ぎ・合同保育のあり方等を十分に検討してもらいたいとの趣旨で回答を寄せているのであろうから、開示されるのであれば意見を述べないということは考えにくいと主張するが、上述のとおり、一部の関係者により回答者が特定され、あるいは推測等をされることへの懸念から、今後のアンケート調査に際して保護者又は従事者が率直な意見等を述べることを控えてしまうおそれは否定できない。他方、申立人は、公文書1及び公文書2を開示した場合、公立保育所の廃止・民営化、引継ぎ・合同保育のあり方等について、市民が幅広く、また深く検討するための有益な素材を提供でき、その利益は極めて大きいと主張し、公文書3については、市民は行政活動である引継ぎ・合同保育の実態を知る権利があると主張する。しかしながら、本件アンケート調査は無記名方式で行われたものである。無記名アンケート調査の場合、寄せられた回答は統計的に処理され、その集計結果のみが公表される場合も多いのであって、回答票そのものが公表されることが通常のあり方であるとは認

められない。実施機関の説明する公文書 1，公文書 2 及び公文書 3 の集計結果の公表状況や，本件アンケート調査の結果も踏まえ，引き続き三者協議会等で検討を進めていること等を踏まえると，回答票がそのままの形で全部開示されないからと言って，市民が検討するための有益な素材が提供されないとか，市民の知る権利が無視されているとまで言うことはできず，かかる申立人の主張も理由がない。

結局，実施機関が非開示とした情報を開示すると，保護者及び従事者の幅広い意見等を踏まえ，今後のより円滑な民間移行のあり方を検討することに支障が及ぶおそれがあると認められるから，実施機関が条例第 7 条第 6 号に該当することを理由に一部開示決定を行ったことには理由があると認められる。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

実施機関が非開示とした情報は条例第 7 条第 6 号に該当し，実施機関の一部開示決定には理由があると認められるから，さらに条例第 7 条第 2 号該当性について判断する必要はない。

(4) 結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

別記

仙台市子供未来局保育部保育環境整備課が平成 22 年 6 月に発表した「公立保育所民間移行 実施状況報告書（平成 21 年 10 月移行保育所分）」で紹介されている引継ぎ・合同保育等に関する従事者アンケート及び同保護者アンケートの各質問用紙並びに回収した従事者及び保護者からの回答書。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第 53 号)

年 月 日	内 容
平成 22. 12. 2	・ 諮問を受けた
22. 12. 17	・ 実施機関（子供未来局保育部保育環境整備課）から理由説明書を受理した
23. 1. 11	・ 申立人から意見書を受理した
23. 1. 17 (平成 22 年度第 6 回 情報公開審査会)	・ 実施機関（子供未来局保育部保育環境整備課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
23. 2. 18 (平成 22 年度第 7 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
23. 4. 27 (平成 23 年度第 1 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った